

ふくおかエコ農産物認証制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県における環境保全型農業の推進及び、福岡県産農産物の販路拡大と地産地消推進によって県内農業の振興を図るために、減農薬・減化学肥料栽培の認証基準を定め、認証された栽培計画に基づき生産された農産物が適正な表示により消費者に提供されるために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「認証」とは、第4条の対象農産物の栽培方法が、第3条第1項の認証基準に適合することを、知事が認めることをいう。

2 この要綱において「認証農産物」とは、認証された栽培方法で栽培された農産物をいう。

(認証基準)

第3条 認証基準は、次のとおりとする。

(1) 減農薬・減化学肥料栽培に同時に取り組み、かつ福岡県における化学農薬・化学肥料の慣行栽培における使用量の基準(以下、「県基準」という。)の5割以下であること。なお、認証農産物の栽培に使用する農薬及び肥料は、農薬取締法及び肥料取締法で認められたものとする。

(2) 減農薬・減化学肥料栽培を行うために使用する化学農薬・化学肥料の代替技術は、知事が確認したものとする。

(3) 養液栽培にあっては、排液処理基準を満たすことを条件に化学肥料の削減を要件としない。

(4) 農産物の生産ほ場は、他のほ場と明瞭に区分されること。

2 県基準は、県内の栽培実態に応じて見直すものとする。

(対象農産物)

第4条 認証農産物の対象は、県内で生産された、米(精米を含む)、麦類、豆類、野菜、果実及び工芸作物のうち県基準に定められている農産物とする。

2 対象農産物には、遺伝子組み換え技術により育成されたものを含まないこととする。

(認証を受けることができる者)

第5条 認証を受けることができる者は、県内に住所を有する農業者又はその組織する団体とし、以下の要件を備えなければならない。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団、暴力団員が役員となっている団体若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者は除く。

- (1) 栽培管理に対し責任を持つ栽培管理者が設置されていること。なお、個人の場合は農業者本人を充てる。
- (2) 精米にあっては精米管理者、加工品にあっては加工管理者が設置されていること。
- (3) 栽培管理記録、出荷記録等を記帳及び保管できること。
- (4) 新規に認証を受けようとする者においては、対象農産物の栽培面積が一定以上であること。

(申請)

第 6 条 新規に認証を受けようとする者又は引き続き認証の更新を受けようとする者は、ふくおかエコ農産物認証申請書に必要な書類を添付して、知事に申請を行わなければならない。

- 2 知事は、現地調査及び技術的な事前審査を行うものとする。
- 3 申請書の受付期間は、原則として前期（ 1 月 ）及び後期（ 7 月 ）の年 2 回とする。

(審査)

第 7 条 知事は、認証申請の受付終了後、速やかに認証に関する業務を行うものとする。

- 2 知事は、認証を行うに当たって、消費者団体、流通団体等の代表者及び学識経験者から構成される認証委員会を設置するものとする。
- 3 知事は、受け付けた申請書類を審査するとともに、審査結果について、認証委員会の意見を求める。
- 4 知事は、認証に関する申請書類、審査記録等について 3 年間保存するものとする。

(認証の決定と通知)

第 8 条 知事は、審査結果及び認証委員会における意見をもとに、認証の適否を決定し、その旨を認証の有効期間を記して申請者に通知するものとする。

(認証の有効期限)

第 9 条 認証の有効期限は、原則として認証通知日から 3 年間とする。ただし、栽培期間の途中で認証の有効期限にかかる場合は、その栽培期間の出荷終了までとする。

(認証後の確認)

第 10 条 認証を受けた者は、認証を受けた年の翌年から毎年、申請書の受付期間内に、当該年度の年度計画書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、受け付けた年度計画書について、認証基準を満たしていることを確認するものとする。
- 3 知事は、栽培管理状況等の確認を行うことができるものとする。

(認証の表示)

- 第 11 条 認証を受けた者は、認証農産物及び加工品に認証マークを表示することができる。
- 2 認証マークのデザイン、規格及び使用については、別に定める。
 - 3 認証マークは、原則としてシールとする。

(認証の中止・申請内容の変更)

第 12 条 認証を受けた者は、次の(1)から(2)に該当する場合には、認証マークの使用を中止し、計画の中止報告書により知事に報告しなければならない。

- (1) 認証された栽培方法を変更する又は作付を行わないことにより、当該品目の認証基準を満たさなくなった場合
 - (2) 年度計画書の提出を行わない場合
- 2 認証を受けた者は、使用農薬や成分の明らかな化学肥料の種類の変更等の申請内容の変更を行う場合は、あらかじめ計画の変更届を知事に提出しなければならない。この場合、本要綱及び別に定める実施要領の規定を全て満たしている場合に限り、認証を継続することができるものとする。

(認証の取消し等)

第 13 条 知事は、次の(1)から(3)に該当する場合には、認証を取消すものとし、認証の取消しを受けた者は、取消し後 3 年間は認証の申請を行うことができない。

- (1) 不正な手段により認証を受け又は不正な認証マークの使用を行った場合
 - (2) 認証を受けた者の責務、栽培管理者の責務を実施しない場合
 - (3) 認証の中止に該当する場合で計画の中止報告書による報告をしない場合
- 2 認証の取消しを受けた者は、直ちに認証マークの使用を中止しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 認証を受けた者は、実績報告書を当該栽培計画の収穫終了後又は認証の有効期限終了時に知事に提出しなければならない。

(情報公開)

第 15 条 知事は、認証に係る情報を、県のホームページで公開するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、本制度の円滑な実施にあたり別に実施要領を定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 14 年 12 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 3 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 5 月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 9 月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 24 日から施行する。